



島根県報

平成25年10月15日（火）

号外 第 153 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第686号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年10月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
県 道	松江鹿島美保関線	松江市美保関町片江512番3地先から同431番1地先まで	前	メートル 7.60～ 13.00	メートル 100.21	減幅	
			後	7.60～ 8.00	100.21		
"	八重垣神社竹矢線	松江市大庭町730番1地先から同町129番6地先まで	前 A	14.37～ 38.32	156.22	松江県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ 仮設道設置	
			後	A	14.37～ 38.32		156.22
				B	11.24～ 15.81		175.80

島根県告示第687号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年10月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	松江鹿島美保関線	松江市美保関町片江147番1地先から同512番3地先まで	メートル 687.39	平成25年 10月15日	松江県土整備 事務所	
〃	八重垣神社竹矢線	松江市大庭町730番1地先から同町129番6地先まで	175.80	平成25年 10月15日		
〃	東仙道津田停車場線	益田市美都町仙道107番4地先から同町小原802番2地先まで	590.00	平成25年 10月15日		益田県土整備 事務所